

京都市交通局公有財産及び物品管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第18号

京都市交通局公有財産及び物品管理規程の一部を改正する規程

京都市交通局公有財産及び物品管理規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第8条の2 行政財産の使用の許可を受けた者は、指定する期日までに使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(延滞金)</p> <p>第8条の3 管理者は、行政財産の使用料の納入について督促をしたときは、当該使用料の額に、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条の2 行政財産の使用の許可を受けた者は、<u>管理者の</u>指定する期日までに使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(督促及び延滞金)</p> <p>第8条の3 管理者は、行政財産の使用料が納期限までに納入されないときは、<u>納期限後20日以内に、原則書面により督促する。</u></p> <p><u>2 行政財産の使用料の納入について前項の規定により督促をしたときは、当該使用料の額に、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パー</u></p>

2 (略)

3 第1項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる使用料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその使用料の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4～5 (略)

(使用料の納入)

第11条 行政財産の使用料は、指定する日までに納付しなければならない。ただし、使用料の全額または一部を前納させることがある。

(使用許可の取消)

第19条 行政財産の使用人が次の各号のい

セント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

3 (略)

4 第2項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる使用料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその使用料の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5～6 (略)

(使用料の納入)

第11条 行政財産の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間内に、当該年度に係る額の全額を納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

(1) 当該年度に係る使用期間が1年である場合 使用許可に係る通知を発した日の翌日又は年度の初日から起算して30日以内

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 使用許可に係る通知を発した日の翌日又は年度の初日から起算して10日以内

2 特別の事由により管理者が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する納期限と異なる納期限を指定することができる。

(使用許可の取消)

第19条 行政財産の使用人が次の各号のい

いずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがある。

(1) 使用料の納付を怠ったとき。

(2) (略)

2 (略)

(準用規定)

第21条 第8条の2、第11条、第13条から第18条まで、第23条及び第28条の規定は、行政財産を貸し付ける場合に準用し、第8条の2、第11条、第13条から第18条まで、第20条の2、第23条及び第28条の規定は、行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合に準用する。

(交換契約等の解除)

第27条 (略)

(1) 交換差金または売払代金を納付しなかったとき。

(2) (略)

2 (略)

(延滞料)

第28条 普通財産の貸付け、売払い又は交換を受けた者が、貸付料、売払代金又は交換差金がある場合はその差金の納入につき、書面により督促を受けたときは、延滞料を納入しなければならない。この場合において、当該延滞料の額について

いずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがある。

(1) 使用料の納入を怠ったとき。

(2) (略)

2 (略)

(準用規定)

第21条 第8条の2、第11条、第13条から第18条まで、第23条及び第28条の規定は、行政財産を貸し付ける場合に準用し、第8条の2、第11条、第13条から第18条まで、第20条の2、第23条及び第28条の規定は、行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合に準用する。この場合において、第11条第1項第1号及び第2号中「使用許可に係る通知を発した日」とあるのは、「貸付契約の締結日」と読み替えるものとする。

(交換契約等の解除)

第27条 (略)

(1) 交換差金または売払代金を納付しなかったとき。

(2) (略)

2 (略)

(延滞金)

第28条 普通財産の貸付け、売払い又は交換を受けた者が、貸付料、売払代金又は交換差金がある場合はその差金の納入につき、書面により督促を受けたときは、延滞金を納入しなければならない。この場合において、当該延滞金の額について

は、第8条の3の規定を準用する。

(準用規定)

第30条 第8条の2、第11条、第13条から第18条まで及び第20条の2の規定は、普通財産の貸付又は普通財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合に準用する。

は、第8条の3 第2項から第6項までの規定を準用する。

(準用規定)

第30条 第8条の2、第11条、第13条から第18条まで及び第20条の2の規定は、普通財産の貸付又は普通財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合に準用する。この場合において、第11条第1項第1号及び第2号中「使用許可に係る通知を発した日」とあるのは、「貸付契約の締結日」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部営業推進課)